

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター定款第25条及び公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの常勤理事に対する報酬の総額に関する規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（以下「本センター」という。）の役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、総会で選任された理事のうち、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
なお、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。
なお、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本センターは、常勤理事の職務執行の対価として規則に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 常勤理事に対する退職手当は、これを支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤理事の報酬月額」のとおりとする。

2 理事長は、本センターの財政状況を勘案した上で常勤理事に対する賞与を支給することができる。

なお、常勤理事に対する賞与の支給額は、別表第2「常勤理事の賞与」の範囲内で理事長が決定する。

(報酬等の支払日)

第5条 月額報酬は、翌月5日に支給する。ただし、支給日が就業規則第8条に規定する休日に当たるときは、その前日を支給日とする。

- 2 賞与は、6月15日及び12月10日に支給する。
- 3 第1項後段の規定は、前項において準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法定の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤理事には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(費用)

第8条 役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項のうち、出張に関する手続及び出張旅費の支給については、別に定める旅費規程による。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程に実施に関し必要な事項は、総会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本センター役員の報酬及び費用弁償規程（平成27年4月1日施行）は、令和3年3月31日で廃止する。

別表第1

常勤理事の報酬月額

30万円までの範囲内

別表第2

常勤理事の賞与の限度額

基準日	6月1日	12月1日
支給日	6月15日	12月10日
支給額	報酬月額×支給率×期間率	
支給率	100/100	100/100
期間率	基準日前2月以内の期間 における在職期間	
	2月の場合	100/100
	1月以上 2月未満	60/100
	1月未満	30/100

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
常勤理事に対する報酬の総額に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター定款第25条の規定に基づき、常勤の理事に対する報酬の総額を定めることを目的とする。

(報酬の総額)

第2条 常勤の理事に対する報酬の総額は、年額420万円の範囲とする。

(補 則)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、総会の決議により別に定めるものとする。

附 則

本規則は、令和3年4月1日から施行する。

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
常勤理事の報酬月額に関する細則

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター役員の報酬等並びに費用に関する規程第10条の規定により、常勤理事の報酬月額を次のとおり定める。

第1 常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事の報酬月額号俸表」によるものとし、常勤理事就任前の職歴、地位等を勘案し、総会が決定する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改定の細則は、令和8年7月1日から施行する。

なお、改定前の1号俸を適用していた者は、改定後の2号俸を適用する。

別 表

常勤理事の報酬月額号俸表

号 俸	報 酬 月 額	就 任 前 の 職 歴 等
1	300,000円	公益法人の常勤理事の職或いは同等以上の経験又は知識を有すると認められる週5日通常勤務する者
2	250,000円	公益法人の事務局長の職或いは同等以上の経験又は知識を有すると認められる週5日通常勤務する者
3	200,000円	公益法人の常勤理事の職或いは同等以上の経験又は知識を有すると認められる週4日定期勤務する者
4	150,000円	公益法人の常勤理事の職或いは同等以上の経験又は知識を有すると認められる週3日定期勤務する者
5	100,000円	公益法人の常勤理事の職或いは同等以上の経験又は知識を有すると認められる週2日定期勤務する者
6	50,000円	公益法人の常勤理事の職或いは同等以上の経験又は知識を有すると認められる週1日定期勤務する者